

AI時代の日英特許翻訳：品質を担保するための必須チェックポイント

AI時代の到来：進化の軌跡



2000年代：紙と厚いPC
人的翻訳主体



2014年～：ニューラル機械翻訳
(DeepL等)
流暢性の向上



現在・未来：生成AI
(ChatGPT, Claude, Gemini等)
転換期：高機能だがリスクも



AIは「帰国子女の小学生」：
流暢だが法的責任・背景知識が欠如



「以上が特許請求の範囲の原案である」
不適切なsetの使用
消し忘れ・ハルシネーションのリスク

DeepL	vs	生成AI (LLM)
実慮なベテラン： 訳抜けが少ない		真まぐれ： 指示次第で化ける

特許明細書が備えるべき3つの側面

権利文書：
一義的・的確な表現
審査時と権利行使の両面を細定。
35 U.S.C. 112 (明確性) 等の
法的要件を厳密に満たす。

技術文書：
最小限の語数で論理的に
忙しい審査官や読み手に配慮。
論理的かつ簡潔に (Simplified
Technical Englishの概念) 伝える。

翻訳文：
日英のギャップを埋める
日本語特有の曖昧さを排除。
原文の意図を厳密に再現し、
自然な英語構文に変換。

実務で差がつく具体的チェックポイント



「数」と「冠詞」の厳密な管理
独立クレーム："a [element]"導入から従属クレーム："the plurality of [elements]"への限定など、米通変務に即した書き分け。



35 U.S.C. 112条対策 (明確性)
曖昧な"side" (側) を避け、位置関係を特定する"between A and B"のようなロジックが不可欠。



適切な移行句 (Transitional Phrases) の選択
権利範囲に影響する"comprising" (含む) だけでなく、
"consisting of"や"be composed of"の解釈を専門家が判断。

AI時代の新戦略：三者の協力体制



「知財担当者
× 翻訳者 × AI」
の共存

知財担当者
(主導)



翻訳者/弁理士
(専門家)



AI
(補助ツール)



組織的な
「スタイルガイド」の整備

属人的スキルに頼らず、機械翻訳向けの
「前処理 (日本語修正)」「後処理
(チェック)」指針を言語化・標準化。



NotebookLM等の
最新ツール活用

MPEP (米国特許審査便覧) 等の膨大な
資料をAI (NotebookLM等) に学習させ、
根拠に基づいたチェックを効率化。

コーヒープレイク：
専門家とAIの体験中

